

議員発案第11号

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年12月12日

提出者 加茂市議会議員 山田 義栄

賛成者 同 森川 豊

同 同 森山 一理

同 同 高井 保

同 同 高橋 禧雄

同 同 樋口 博務

同 同 関 龍雄

平成20年12月24日議決

加茂市議会議長 安武 秀敏

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

国民を震撼させた汚染米不正転用事件の根本原因は、要りもしないミニマムアクセス米（MA米）を義務と称して無理やり全量輸入し続けたことにあります。

MA米はWTO協定上、輸入機会を提供すべき数量に過ぎず、全量輸入を義務づける条文がないことは、1999年11月の国会審議で政府がすでに認めているとおりです。

政府は汚染米事件を受けて停止していたMA米輸入を7日に再開しましたが、落札はゼロでした。これは、汚染米があれば輸入商社の負担で積み戻し又は処分をするなどの当然の措置によって売渡し価格が高くなったためであり、MA米輸入と安全・安心の確保が両立しないことを示しています。

2004年の国連人権委員会では、「各国政府に対し、食料に対する権利を尊重し、保護し、履行するよう勧告する。世界貿易システムのアンバランスと不公平に対し、緊急の対処が必要である。いまや『食料主権』のビジョンが提起しているような、代替モデルを検討すべきときである。」とする勧告が日本を含む圧倒的多数の賛成で採択されています。

今年、WTO交渉が5度目の決裂をみたように、世界の流れは「農産物の輸入自由化」から「食料主権の確立」へと大きく舵をきりつつあります。

年間77万トンというMA米の数量は、北海道や新潟県の生産量を上回り、日本最大の「産地」になっています。4割に及ぶ生産調整をペナルティーまでかけて強要する政策をとりながら外米を輸入することは、世界の飢餓に拍車をかけることでもあり、到底許されることではありません。

よって、下記の事項について強く要望いたします。

記

1. ミニマムアクセス米の輸入を停止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月24日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
農林水産大臣 様

議員発案第12号

WTO農業交渉に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年12月12日

提出者 加茂市議会議員 樋口 博 務

賛成者 同 森川 豊

同 同 森山 一 理

同 同 高井 保

同 同 山田 義 栄

同 同 高橋 禧 雄

同 同 関 龍 雄

平成20年12月24日議決

加茂市議会議長 安武 秀 敏

WTO農業交渉に関する意見書

WTOドーハ・ラウンド交渉は、12月の閣僚会合を視野に、年内のモダリティ確立に向けた動きが再び加速しております。

新たな農産物貿易ルールは、貧困の拡大、気候変動など地球規模の課題解決に資するものとして、世界の食料・農業のあるべき将来像と関連づけながら、中長期的視点から議論される必要があります。とりわけ、金融・経済が世界的な危機にある今こそ、人間の生命にとって不可欠な食料が工業製品と同様に取り扱われることがあってはなりません。

自給率が40%と著しく低いわが国にとって、食料増産を通じた食料主権の確立はまさに国益そのものであります。途上国の人口増大等を背景とした国際的な食料需給のひっ迫が食料争奪を深刻化させているにもかかわらず、早期妥結のみを優先させていることは、世界各国の食と農の将来に重大な禍根を残しかねないと懸念しております。

よって、下記の事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 100%を超える農産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、代償を求める議長案となっているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。
2. 国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保すること。
3. ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており、関税割当の拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。
4. 輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード（SSG）の仕組みを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月24日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
様

議員発案第13号

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年12月15日

提出者 加茂市議会議員 中野元栄

賛成者 同 広野豊作

同 同 小野吉太郎

同 同 安中弘

同 同 佐野正三良

平成20年12月24日議決

加茂市議会議長 安武秀敏

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

平成20年1月の薬害肝炎訴訟の和解にともなって制定された「特定フィブリノゲン製剤および特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテ、投薬証明等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなりました。

しかしながら、C型肝炎は感染してから発症までに10年から30年を経過するのに、カルテの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にあります。裁判所において国は、医師の証人調べや過重な裏付け証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済をいっそう困難にしています。

薬害C型肝炎患者を含むB型・C型肝炎約350万人のウイルス性肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん・死への恐怖にさいなまれ、命を失うものも多数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めています。

よって、国会及び政府におかれては、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望いたします。

記

1. カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投与事実の証明または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、特措法の適用による救済を図ること。
2. ウイルス性肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充をはじめとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。
3. ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と、肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。
4. ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
5. 薬害再発防止策の構築を図ること。
6. 総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年1月24日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

内閣総理大臣
法 務 大 臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
様

議員発案第14号

県立加茂病院の医師確保と充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成20年12月18日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 亀山 重光

同 同 山田 義栄

同 同 高井 保

同 同 広野 豊作

同 同 森川 豊

同 同 樋口 浩二

平成20年12月24日議決

加茂市議会議長 安武 秀敏

県立加茂病院の医師確保と充実を求める意見書

医療をめぐる情勢は、少子高齢社会を迎えた現在、地域医療の崩壊や医療問題の危機的状況が毎日のように報道されています。

加茂・田上地域の中核病院である県立加茂病院についても、これまで常勤医師が減り続け、地域住民にとって安心・安全の砦である医療に対し、大いなる不安と強い危機感を抱いているのが現状であります。

このような状況の中、加茂市の要望に対して平成20年7月18日付で、県より江口病院局長名による回答書が示され医師増員については、「平成21年度初めまでに5人増員して10人に、平成22年度初めには、さらに3人増員して13人に、その後は17人に増やすことを目標とする。」と具体的な方針が示されました。

県立加茂病院を頼りにしている地域住民にとりましては、非常に心強く今後の充実に対し大きな期待を寄せています。

よって、医師増員にあたり、下記の事項について強く要望いたします。

記

1. 病院局長の加茂市長宛て回答文書のとおり、計画的に医師確保を図ること。
2. 地域住民の要望を踏まえ、希望の多い産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、小児科、脳神経外科の常勤医師を配置すること。
3. 医師確保とあわせ、MRI等、医療機器の整備充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月24日

加茂市議会議長 安 武 秀 敏

新潟県知事様